

子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資 サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資

のご利用条件が変わります。

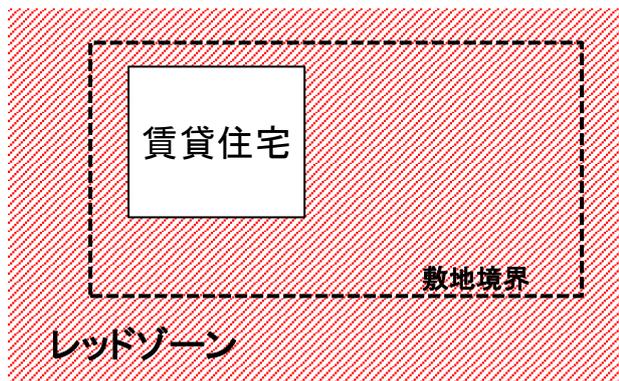
2021年10月以後の申込受付分より、**土砂災害特別警戒区域**
(通称：レッドゾーン) 内で賃貸住宅を建設する場合、
上記の融資が**ご利用いただけなくなります。**

■ 上記の融資の利用条件に関する判断基準

建設する賃貸住宅が一部でもレッドゾーン内に含まれる場合は、上記の融資をご利用いただけません。

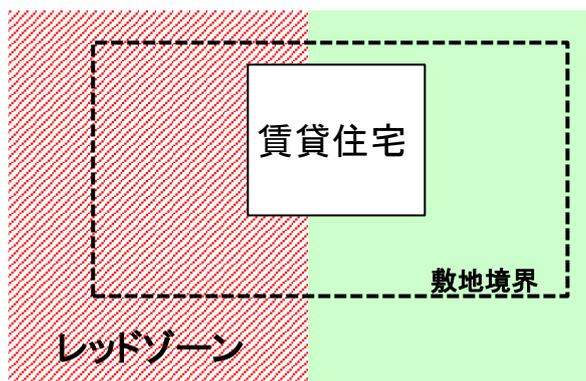
① 上記の融資をご利用いただけないケース ×

【ケース1】



賃貸住宅の全部がレッドゾーン内に含まれている場合

【ケース2】



賃貸住宅の一部がレッドゾーン内に含まれている場合

② 上記の融資をご利用いただけるケース ○

【ケース3】



賃貸住宅がレッドゾーン内に含まれていない場合

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン) について

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
- ・特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

■ Q & A

Q 1. レッドゾーンの該当地域はどこで確認できるのか？

A 1. 最新の指定状況については、各都道府県のホームページで確認することができます。

・各都道府県の問合せ先（土砂災害警戒区域等の指定状況）

（国土交通省ホームページ）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/linksinpou.html>



Q 2. 申込受付時にはレッドゾーンに指定されていなかったが、賃貸住宅の着工後に指定された場合、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資は利用できないのか？

A 2. レッドゾーンと賃貸住宅の位置関係に係る判断は賃貸住宅の着工時点において行います。そのため、着工時点において賃貸住宅がレッドゾーン内でない場合は、当該融資をご利用いただけます。

Q 3. 2021年9月中に融資を申込み予定だが、着工は同年10月以後となる見込み。着工時に10月を超えてしまうが、この場合は、レッドゾーン内に建設する際に、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資は利用できるのか？

A 3. レッドゾーンに関する当該融資の利用要件は、2021年10月以後に申込受付を行った物件に適用されるため、当該物件は融資をご利用いただけます。

■ お問合せ先（下記支店等のまちづくり業務グループ）

※ お問合せ・お申込みは機構窓口へお願いします。

※ 営業時間 毎日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

機構窓口	営業エリア	連絡先
北海道支店	北海道	011-261-8305
東北支店	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-227-5036
地域業務第一部	東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、山梨県、静岡県	03-5800-8468
地域業務第二部	埼玉県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	048-650-2204
東海支店	岐阜県、愛知県、三重県	052-971-6903
近畿支店	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、福井県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	06-6281-9266
中国支店	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-221-8653
九州支店	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	092-233-1509